

大学院委託聴講生(フランス語フランス文学専攻)に関する協定書

大学を取り巻く状況の変化とともに、大学院教育に求められる役割も多様化しつつある。ここに名を連ねる各大学のフランス文学・フランス語学の専攻は、相互協力の体制を築くことによって、教育と研究の両面での更なる発展を図っていくことを共通の理念とし、委託聴講生の協定を結ぶこととした。

委託聴講生とは、学生が研究上の必要から自己の属する大学院以外の授業を聴講することを希望するとき、両大学院間の諒解により所属大学院から相手大学院に委託される聴講生のことであり、委託聴講生の取り扱いについては次のとおり、これを定める。

- (1) 大学院に在籍する学生が研究上の必要により、他大学大学院の学科目を聴講しようとするときは、所属大学院の指導教授の諒解を得たうえで所属大学院を通じ、希望する大学院にその旨、申し出るものとする。
- (2) 定められた手続きを経て他大学大学院生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業にさしつかえないかぎり聴講を許可する。
- (3) 委託聴講生の聴講料については協定校間の協議により、それぞれの大学においてこれを定める。

附 則

本協定は、以下の各大学大学院研究科(専攻課程)の参加によって、2004年4月1日から施行する。

青山学院大学大学院文学研究科フランス文学・フランス語学専攻

学習院大学大学院人文科学研究科フランス文学専攻

白百合女子大学大学院文学研究科フランス語フランス文学専攻・言語文学専攻

上智大学大学院文学研究科フランス文学専攻

獨協大学大学院外国語学研究科フランス語学専攻

武蔵大学大学院人文科学研究科欧米文化専攻

明治学院大学大学院文学研究科フランス文学専攻

明治大学大学院文学研究科仏文学専攻